大分県事業継続力強化資金特別融資要綱

令和2年4月1日制定

(目 的)

第1条 この要綱は、事業継続力強化を行う県内の中小企業者及び組合(以下「中小企業者等」という。)に対して、資金調達を円滑にすることにより、災害時等における事業の継続・早期復旧を図り、もって県内中小企業の振興と発展を図ることを目的とする。

(定 義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者 大分県中小企業振興資金融資要綱第2条第1項第1号に規定するものをいう。
 - (2) 組 合 大分県中小企業振興資金融資要綱第2条第1項第2号に規定するものをいう。
 - (3) 事業継続力強化計画認定中小企業者 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1 項各号に規定する中小企業者であって、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について、同法 第50条第3項又は第52条第3項の規定により経済産業大臣の認定を受けた者をいう。
 - (4) 認定事業継続力強化計画 前号に規定するものが認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画をいう。

(県資金の預託)

- 第3条 知事は、その指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)にこの要綱に基づく融資(以下「融資」という。)を行わせるため、必要に応じ県の資金(以下「県資金」という。)を預託するものとする。
- 2 前項の規定による県資金の額、預託条件及び預託方法は、予算の範囲内において知事が別に定めるものとする。

(指定金融機関の協調融資)

第4条 指定金融機関は、前条の規定による県資金の預託を受けたときは、知事が別に定めるところにより融 資枠を設定し、融資を行わなければならない。

(融資対象者)

- 第5条 融資対象者は、次の第1号から第5号に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者等とする。
 - (1)許可、認可等を必要とする業種にあっては、当該許可、認可等を受けていること、又は取得することが 確実であること。
 - (2)保証付融資について、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。
 - (3) 手形又は小切手の第1回目の不渡りが発生し、または発生記録をした電子記録債権が支払不能となり6 箇月又は銀行取引停止処分後2箇年を経過していること。
 - (4) 投機的事業、金融業等、大分県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の保証対象外となる事業を 行っているものでないこと。
 - (5) 県内において、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。)に基づく保険関係が成立する事業を行っている事業継続力強化計画認定中小企業者。

(融資の対象となる資金)

第6条 融資の対象となる資金は、認定事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化に必要な設備 資金又は運転資金とする。

(融資条件等)

第7条 第4条の規定により指定金融機関が行う融資の融資条件等は、別表に定めるとおりとし、当該融資については、保証協会の信用保証を付するものとする。

(融資の申込手続)

第8条 融資を受けようとする中小企業者等は、知事が別に定める要領により、融資の申込手続きを行わなければならない。

(企業診断等の実施)

第9条 知事は、第4条の規定により指定金融機関が行う融資について必要があるときは、当該融資の申込みをした中小企業者等の経営内容、事業計画について、調査又は診断を行うことができる。

(保証及び融資の決定)

- 第 10 条 保証協会及び指定金融機関は、双方協議のうえ、それぞれ保証及び融資の決定を行うものとする。 (融資事務の処理)
- 第 11 条 保証協会及び指定金融機関は、知事が別に定める要領により、融資に関する事務を処理しなければならない。

(企業調査等の実施)

第 12 条 知事、保証協会及び指定金融機関は、融資の目的を達成するため、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、関係書類、帳簿等を実地に調査することができる。

(旧債務の肩替り等の禁止)

第 13 条 指定金融機関は、融資を行うに当たり、当該融資対象者の保証付旧債務以外の旧債務の肩替り、預金等の要請を行ってはならない。

(貸付金の一括返環)

- 第 14 条 指定金融機関は、融資をした後、当該融資を受けた者について次の事実があったときは、貸付金の 全部又は一部について一括して返還させるものとする。
 - (1) 虚為又は不正な手段により融資を受けたとき。
 - (2) 資金の目的外使用があったとき。
 - (3) 融資の日以降において事業を廃止したとき、又は、第2条に規定する中小企業者でなくなったとき。

(県資金の返還)

第15条 知事は、指定金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

(雑 則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、融資等に関し必要な事項は、知事が保証協会及び指定金融機関の意見を聴いて定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	返済方法	担 保 等
設備・運転	中小企業者•	設備資金(融資期間が7年	0.25%	1年以内の据	保証人については
資金	組合	運設含む)	以内の融資		置期間後原則	、必要に応じて徴求 する。ただし、法人
		15年以内	年 1.6%		として毎月均	代表者以外の連帯保
	2億				等返済	証人は原則徴求しな
	8,000万円	運転資金	融資期間が10年			い。 担保については、
		10年以内	以内の融資			必要に応じて徴求す
			年 1.8%			
						る。
			融資期間が15年			
			以内の融資			
			年 2.2%			

- (注) 令和8年3月31日までは、既に貸し付けられている資金について、要綱上の融資期間を延長することができる。ただし、3年を上限とする。
- (注)事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(令和6年1月18日付け20240115中庁第15号)に規定す

る信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする場合は、年 0.25%または 年 0.45%を上乗せする。